協働により主催する行事等の後援の承認取扱要領

（目的）

第１条　この要領は、滋賀県（以下「県」という。）が、他の公的機関、各種団体等（以下「団体等という。）が協働により主催する行事や、地域課題の解決に資するために主催する行事（以下「行事」という。）に対し後援をする場合の基準および手続きを定め、その事務の適正な処理を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）後援　県が団体等の実施する行事に賛同する意思を表すことをいう。

（後援の基準）

第３条　県の後援は、団体等が協働により主催する行事や、地域課題の解決に資するために主催する行事であって、次に掲げる基準のいずれにも適合するものについて行う。

（１）行事を実施することによって、本県の協働の推進に大きく寄与すること。

（２）行事による利益が全県に及ぶものであること。ただし、内容が特に優れ、本県協働の推進に寄与すると認められる行事については、この限りではない。

（３）専ら営利を目的とするものでないこと。

（４）特定の政治団体の政治活動に関するものでないこと。

（５）特定の宗教団体の宗教活動に関するものでないこと。

（６）公共の福祉に反するものでないこと。

（７）団体の構成員相互の親睦を主たる目的とするものでないこと。

（８）行事開催場所（会場）は、保健衛生、災害防止等に関する措置が講じられていること。

（９）行事の主催者が、過去に第５条に定める承認の取消しを受けていないこと。ただし、過去の承認取消しから相当の年数が経過しており、かつ行事開催・運営等の改善が認められる場合は、この限りではない。

（10）行事等の登壇者や発言者等が２人以上いる場合、その性別に偏りがないよう努められているものであること。

（11）その他法令、規則等に違反するものでないこと。

（後援の申請、承認）

第４条　行事を主催する団体等が、県の後援の承認を受けようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

（１）名称

（２）目的または趣旨

（３）主催者名
（４）開催日時
（５）開催場所
（６）参加対象者および予定人員
（７）内容
（８）参加料、入場料の有無および額
（９）県以外の後援等申請先
２　知事は、前項の規定による申請があったときは、前条に規定する基準に基づいて申請内容を検討し、承認の諾否を決定し、その旨を申請者に通知する。
３　知事は、必要があると認めるときは、行事を主催する団体等の役員名簿、実績等の資料の提供を求めることができる。
４　申請者は、後援の名義の使用にあたっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。
（１）申請時の行事計画に変更が生じ、または行事が中止となった場合は、その内容を直ちに文書で報告すること。
（２）後援の名義を記載した印刷物等を、当該行事を開催するまでに提出すること。
（承認の取消し）
第５条　知事は、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、前条第２項の規定による承認を取り消すものとする。
（１）前条第１項および第３項に規定する申請書等に虚偽の記載があったとき
（２）前条第４項に掲げられる条件が遵守されていないと認められるとき
（３）第６条第１項に定める実績報告書に虚偽の記載があったとき
（承認行事の実績報告）
第６条　第４条第２項の規定により後援等の承認を受けた申請者は、行事終了後、速やかに、同条第１項の例によって実績報告書を提出しなければならない。
２　前項の規定による実績報告書の提出がない場合は、同一の申請者による申請および当該実績報告書に係る行事と同一の行事について申請があっても承認しない。

付　則
この要領は、令和３年４月１日から施行する。

付　則
この要領は、令和４年２月８日から施行する。